

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「電子決済手段」、「物品等」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、電子決済手段、物品等、認定資金決済事業者協会、信託会社等、銀行等又は破産手続開始の申立て等をいう。 〔2・3 略〕 （変更の届出） 第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付し	（定義） 第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「物品等」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、物品等、認定資金決済事業者協会、信託会社等、銀行等又は破産手続開始の申立て等をいう。 〔2・3 同上〕 （変更の届出） 第十二条 〔同上〕

て、金融庁長官に提出しなければならない。

一 氏名、商号又は名称を変更した場合 法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 「略」

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合
法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔四〇八 略〕

2 「略」

(変更の届出)

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第七号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔四〇九 略〕

一 氏名、商号又は名称を変更した場合 法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

二 「同上」

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合
法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

〔四〇八 同上〕

2 「同上」

(変更の届出)

第二十条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第七号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

〔四〇九 同上〕

〔2・3 略〕

（情報の提供の方法）

第二十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、発行する前払式支払手段について、その使用の開始前に前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器に当該前払式支払手段発行者から提供を受ける番号等を入力することその他の当該前払式支払手段を使用するための当該電子機器の操作が必要である場合には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、前項各号に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供することができる。

4 〔略〕

第二十三条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一・二 略〕

三 電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないための適切な措置

四 〔略〕

〔2・3 同上〕

（情報の提供の方法）

第二十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、発行する前払式支払手段が前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器（証券等の使用の開始前に、又は証券等の使用に際して、当該電子機器と接続される場合における当該証券等を含む。）を提示して使用されるものである場合には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、前項各号に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供することができる。

4 〔同上〕

第二十三条の三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

(經由官庁)

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「届出書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

2 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(届出書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者

(經由官庁)

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「届出書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

2 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(届出書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を

協会を経由して提出することができる。	経由して提出することができる。
備考 表中の「」の記載は注記である。	